

新旧対照表

【大韓民国ハニックスセミコンダクタ社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて（（平成 18 年 1 月 27 日財関第 94 号））】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
標記のことについて、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」（平成 18 年 1 月 27 日政令第 13 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととし、平成 18 年 1 月 27 日より実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。 記 （課税物件の品目分類） 1 令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（（課税物件））に掲げるダイナミックランダムアクセスメモリー及びダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュール（以下「DRAM 等」という。）の品目分類の取扱いは、それぞれ次による。 (1) ダイナミックランダムアクセスメモリーは、「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号）（以下単に「告示」という。）に規定する輸入統計品目表の <u>8542.32-011</u> 又は <u>8542.32-021</u> に該当する品目に分類される。 (2) ダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュールは、告示に規定する輸入統計品目表の 8473.30-011 に該当する品目に分類される。	標記のことについて、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」（平成 18 年 1 月 27 日政令第 13 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととし、平成 18 年 1 月 27 日より実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。 記 （課税物件の品目分類） 1 令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（（課税物件））に掲げるダイナミックランダムアクセスメモリー及びダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュール（以下「DRAM 等」という。）の品目分類の取扱いは、それぞれ次による。 (1) ダイナミックランダムアクセスメモリーは、「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号）（以下単に「告示」という。）に規定する輸入統計品目表の <u>8542.21-013</u> 又は <u>8542.21-021</u> に該当する品目に分類される。 (2) ダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュールは、告示に規定する輸入統計品目表の 8473.30-011 に該当する品目に分類される。